

取組	KPI※	実施内容	昨年度からの主な変更点
担い手の確保・育成	○	①市民後見人等養成研修の開催	・ 研修開始時のオリエンテーション実施 （受講者へのより丁寧な案内、モチベーションの維持につなげる）
		②法人後見団体養成研修の開催	・ 県内の先進事例や取り組みを進める上での課題等の情報提供
市町村・中核機関職員等の継続的な資質向上	○	③市町村職員等向け研修会の開催	・ 特に初めて携わる職員のポテンシャルの底上げ ・ グループワークの充実
市町村に対する体制整備支援・権利擁護支援		④アドバイザー派遣の実施	・ 委託事業から県直事業へ ・ 市町村へのさらなる周知・働きかけ
制度の周知・啓発		⑤成年後見制度利用推進研修の開催	・ 特になし
		⑥市民後見セミナーの開催	・ 東三河地域での開催 ・ 市民後見人を含め、権利擁護支援の担い手に関心のある方へのアプローチ強化
都道府県による協議会の設置	○	愛知県成年後見制度利用促進協議会の開催	—

※ 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）において、令和6年度までに各都道府県で取り組むことが求められている項目

①市民後見人等養成研修の開催

【目的】

- 人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、単独で市民後見人の養成を行うことが難しい市町村を補完する。
- 家裁から選任を受ける成年後見人等である狭義の「市民後見人」のみならず、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な人たちの養成の場としての機会を提供する。

○老人福祉法 第32条の2（後見等に係る体制の整備等）第1項

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○本県の状況

【令和4年度】独自に養成研修を実施している市町村… **9 (17%)**

＜実施していない理由＞

業務への負担が重い（マンパワー不足）、ノウハウがない 等



【令和6年度】独自に養成研修を実施している市町村… **15 (28%)**

少しずつ増えているものの、市町村独自での実施は未だ少ない状況変わらず

特に未実施市町村に対して県が何らかの支援を行わないと、今後の市民後見人の養成について大幅な改善が見込めないことから、当面の間、県で研修を実施。

①市民後見人等養成研修の開催

※下線部は昨年度からの変更点

募集期間	令和7年7月16日（水）～9月12日（金）
実施期間	<u>基礎研修：令和7年10月～12月</u> <u>実践研修：令和7年12月～令和8年1月</u> ※各研修とも、開始時にオリエンテーションを実施 ※グループワークの実施日は調整中（実践研修期間中に実施）
内容	令和5年3月に公表された「改定市民後見人養成のための基本カリキュラム」をベースに作成した本研修用カリキュラム
受講料	無料（動画視聴に係る通信費及びテキストの印刷に係る費用は自己負担）
履修条件	①講義動画をすべて視聴していること （ <u>最大2倍速まで可とし、視聴時間が総再生時間の50%未満の場合は認めない</u> ） ②効果測定を受験し、9割以上正答していること ③ <u>実践研修については、基礎研修を履修していること</u>
実施方法	〇県から株式会社東京リーガルマインド（LEC）への業務委託

①市民後見人等養成研修の開催

【カリキュラム及び講師一覧（予定）】

	科目名	講師（敬称略）	
基礎研修	市民後見概論	松尾 健史	司法書士
	意思決定支援	水島 俊彦	弁護士
	対象者理解／高齢者の理解	齋藤 敏靖	精神保健福祉士
	対象者理解／認知症の理解		
	対象者理解／障害者の理解		
	成年後見制度概論	伊東 正晴	弁護士
	成年後見制度各論Ⅰ（法定後見制度）		
	成年後見制度各論Ⅱ（任意後見制度）		
	成年後見制度の基礎／権利擁護支援と市町村責任	安藤 亨	市町村職員
	民法の基礎（家族法）	伊東 正晴	弁護士
	民法の基礎（財産法）		
	関係制度・法律（Ⅰ）介護保険制度	加藤 環枝	社会保険労務士 キャリアコンサルタント
	関係制度・法律（Ⅰ）高齢者施策／高齢者虐待防止法		
	関係制度・法律（Ⅰ）障害者施策／障害者虐待防止法		
	関係制度・法律（Ⅰ）障害者権利条約・障害者差別解消法		

①市民後見人等養成研修の開催

【カリキュラム及び講師一覧（予定）】

	科目名	講師（敬称略）	
基礎研修	関係制度・法律（Ⅱ）生活保護制度/生活困窮者自立支援制度	加藤 環枝	社会保険労務士 キャリアコンサルタント
	関係制度・法律（Ⅱ）公的医療保険制度		
	関係制度・法律（Ⅱ）年金保険制度		
	関係制度・法律（Ⅱ）税務申告制度	林 賢二	CFP ^(R) 資格 1級FP技能士
	関係制度・法律（Ⅱ）消費者保護		
	市民後見活動の実際/中核機関等の実務とサポート体制	住田 敦子	社会福祉士 中核機関職員
	市民後見活動の実際/現役市民後見人による実践報告		
実践研修	対人援助の基礎	齋藤 敏靖	精神保健福祉士
	家庭裁判所の実際	名古屋家庭裁判所後見センター職員	
	映像による後見活動等に関する学習	—	
	成年後見の実務	伊東 正晴	弁護士
	課題演習	住田 敦子	社会福祉士 中核機関職員

①市民後見人等養成研修の開催

【研修終了後の活躍の場について】 ※令和7年7月31日現在

市町村名	活躍の場	追加条件等
名古屋市	なし	バンク登録には、市が実施する研修受講が必要
豊橋市	①法人後見支援員（豊橋市社協） ②日常生活自立支援事業支援員 ③法人後見支援活動（東三河後見センター） ③豊橋市民成年後見センターでの活動	①フォローアップ講習会受講＋面接 ②フォローアップ講習会受講＋面接
岡崎市	①市民後見人推薦候補者 ②日常生活自立支援事業支援員 ③法人後見支援員 ④出前講座支援員	①別途研修受講＋日自支援員又は法人後見支援員として10時間以上活動 ②別途研修受講＋面接 ③別途研修受講＋面接
一宮市	未定（検討中）	
瀬戸市	市民後見人（バンク登録）	別途、尾張東部圏域での研修受講
半田市	なし	
春日井市	①市民後見人候補者登録 ②日常生活自立支援事業支援員 ③普及活動への参加	①別途研修受講＋面接
豊川市	法人後見支援員や日常生活自立支援事業支援員での活躍を検討	別途、市独自研修受講
津島市	なし（検討中）	
碧南市	日常生活自立支援事業支援員	
刈谷市	なし（検討中）	
豊田市	「活躍の場」につながる情報の提供（養成講座、フォロー講座等の案内）	バンク登録には、市が実施する研修受講が必要
安城市	なし（検討中）	

①市民後見人等養成研修の開催

【研修終了後の活躍の場について】 ※令和7年7月31日現在

市町村名	活躍の場	追加条件等
西尾市	なし（検討中）	
蒲郡市	法人後見支援員	
犬山市	サロン等での講師	
常滑市	なし	
江南市	なし（検討中）	
小牧市	検討中	
稲沢市	①法人後見支援員 ②日常生活自立支援事業支援員	
新城市	①法人後見支援員（新城市社協） ②日常生活自立支援事業支援員 ③法人後見支援活動（東三河後見センター）	フォローアップ講習会の受講＋面接
東海市	なし	
大府市	—	
知多市	なし	
知立市	なし（検討中）	
尾張旭市	市民後見人（バンク登録）	別途、尾張東部圏域での研修受講
高浜市	なし（検討中）	
岩倉市	検討中	
豊明市	市民後見人（バンク登録）	別途、尾張東部圏域での研修受講
日進市	市民後見人（バンク登録）	別途、尾張東部圏域での研修受講
田原市	法人後見支援員	

①市民後見人等養成研修の開催

【研修終了後の活躍の場について】 ※令和7年7月31日現在

市町村名	活躍の場	追加条件等
愛西市	①市民後見人候補者登録 ②日常生活自立支援事業支援員	
清須市	なし	
北名古屋市	なし（検討中）	
弥富市	市民後見人（バンク登録）	別途、海部南部圏域での研修受講
みよし市	普及啓発活動への参加	
あま市	①安心支え合いネット員などのボランティア活動 ②日常生活自立支援事業支援員	
長久手市	市民後見人（バンク登録）	別途、尾張東部圏域での研修受講
東郷町	市民後見人（バンク登録）	別途、尾張東部圏域での研修受講
豊山町	日常生活自立支援事業支援員	
大口町	検討中	
扶桑町	検討中	
大治町	①日常生活自立支援事業支援員 ②その他、大治町社会福祉協議会が実施する事業へのご協力	
蟹江町	市民後見人（バンク登録）	別途、海部南部圏域での研修受講
飛島村	市民後見人（バンク登録）	別途、海部南部圏域での研修受講
阿久比町	なし	
東浦町	なし	
南知多町	—	
美浜町	—	

①市民後見人等養成研修の開催

【研修終了後の活躍の場について】 ※令和7年7月31日現在

市町村名	活躍の場	追加条件等
武豊町	—	
幸田町	—	
設楽町	日常生活自立支援事業支援員	
東栄町	なし（検討中）	
豊根村	—	

②法人後見団体養成研修の開催

【目的】

比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、法人後見の推進への期待が高まっている。

また、成年後見制度においても「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が示されるなど、意思決定支援の理解促進が求められている。

このような成年後見制度をめぐる情勢や実情を踏まえ、県内の更なる法人後見の推進を図る。

実施日時	令和7年10月7日（火）午前10時00分から午後3時40分まで
開催場所	愛知県自治センター（集合型研修）
対象者	法人後見に関心のある県内法人後見未実施団体の職員 県内法人後見実施団体の職員 成年後見センター、権利擁護支援センターの職員 社会福祉協議会の職員 市町村担当職員（成年後見制度担当職員以外も含む）

②法人後見団体養成研修の開催

法人後見実施団体養成研修 カリキュラム（予定）

研修科目	講師等
成年後見制度の基礎理解と法人後見の役割 意思決定支援の基本的考え方	名古屋家庭裁判所後見センター
社会福祉連携法人について	愛知県監査指導室
<u>情報提供①</u> 社会福祉連携法人による法人後見の取組	社会福祉連携推進法人となりの 藤山直紀 氏
<u>情報提供②</u> あま市社会福祉協議会による 法人後見の取組	社会福祉法人あま市社会福祉協議会 守屋公恵 氏
<u>情報交換会（グループワーク）</u> 法人後見の普及に向けた検討	各講師

③市町村職員等向け研修会の開催

【目的】

「市町村・中核機関職員の資質向上」の観点から、特に初めて携わる職員のポテンシャルの底上げを図ることを主眼に置く。

実施期間	令和7年12月～令和8年2月頃のうち1日
内容	国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の趣旨に沿って、意思決定支援・市町村長申立てについての研修を実施。 昨年度のテーマは「市町村長申立てから権利擁護支援までのプロセス」 ⇒今年度は「意思決定支援」をメインに組み立て
対象者	成年後見制度や権利擁護支援に携わる行政及び関係団体職員（市町村・市町村社協・中核機関・地域包括支援センター等）
想定講師	意思決定支援に精通する専門職・NPO法人職員等

※昨年度まで愛知県社会福祉協議会に委託して実施。

④アドバイザー派遣の実施

【目的】

中核機関未整備地域への整備促進はもとより、既に整備されている中核機関の機能拡充を図り、県内どの地域でも制度を利用できる体制の確保を目的とする。

内容	・ 県内市町村が行う中核機関整備（体制整備）に対する支援 ・ 後見人等に対するサポート（バックアップ）体制の構築支援
実施方法	市町村の申請に基づき、関係する職種のアドバイザーを派遣 申請は中核機関ではなく「市町村」 ⇒行政として関わる意識を持っていただく。中核機関へ「丸投げ」を防ぐ。
実施フロー	1 派遣申請 市町村が県の様式により申請書を作成の上、県に提出。 2 事前ヒアリング 申請書の内容を確認後、実際に派遣するアドバイザーを県で検討。（必要に応じて、申請内容に関する詳細をヒアリング。） 3 アドバイザー派遣 日程調整の上、アドバイザーを派遣。派遣は現地またはオンライン（Zoom等）で実施。 4 結果報告 アドバイザー派遣後1か月程度を目安に、アドバイザー派遣を受けた結果（当日の状況、助言により得られた成果、その後の取組状況等）を県に報告

※昨年度まで愛知県社会福祉協議会に委託して実施。

④アドバイザー派遣の実施

愛知県成年後見制度利用促進アドバイザー一覧（令和7年8月1日現在）

氏名	職
加藤 孝規	愛知県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター 運営委員会委員
野田 隆誠	愛知県司法書士会 高齢者等権利擁護対策部委員
近藤 芳江	一般社団法人愛知県社会福祉士会 愛知ぱあとなあセンター事業部長
住田 敦子	尾張東部権利擁護支援センターあすライツ センター長
安藤 亨	豊田市福祉部よりそい支援課 地域共生・社会参加担当
杉浦 英憲	大府市福祉まると相談室 主査
佐藤 和子	社会福祉法人愛西市社会福祉協議会 相談員
大津 裕昭	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 成年後見あんしんセンター 副所長
中上 陽子	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 ボランティアセンター 相談員

【アドバイザーの選任要件】（愛知県成年後見制度利用促進アドバイザー派遣実施要綱第8条第1項）

- ①国が実施する成年後見制度利用促進体制整備研修（体制整備担当又は権利擁護支援担当）を受講した者
- ②県内で先駆的に取り組んでいる中核機関の職員その他県が適当と認めた者

⑤成年後見制度利用推進研修の開催

【目的】

日頃より障害者と接し支援を行う障害者福祉施設従事者等を対象として、制度の周知や、障害者の権利擁護に係る意識向上を図るために実施する。

開催時期	①令和7年12月頃（名古屋市内） ②令和8年1月頃（岡崎市内） 計2回
開催方法	愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修の中で実施（集合型研修）
対象者	障害福祉サービス事業所等の設置者、管理者、サービス管理責任者、従事者等
想定講師	特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター

⑥市民後見セミナーの開催

【目的】

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により、成年後見制度の必要性が一層高まる中、専門職後見人のみならず市民後見人を含めた支援体制を構築する必要があることから、成年後見制度や市民後見人の役割に対する県民の認知度を高め、権利擁護人材の確保につなげる。

開催時期	令和8年1月頃を予定（令和7年11月頃に委託先業者選定）
開催方法	集合型開催または集合＋動画配信のハイブリッド開催
開催場所	東三河地方で開催を予定
対象者	市民後見人を目指したい方や権利擁護支援について関心のある方 権利擁護人材確保の観点から、特に制度を利用する方を支援したい方の参加を念頭に置く。
内容 （予定）	（ア）成年後見制度や市民後見に関する専門家による講演 《想定登壇者：専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）や大学教授等》 （イ）県内中核機関職員や市民後見人（現役又は経験者）を交えた パネルトーク 《想定登壇者：市民後見人の養成に取り組んでいる中核機関の職員、 現に活躍している又は以前活躍していた市民後見人》 （ウ）県の市民後見人等養成研修修了者による講演等 《想定登壇者：県の市民後見人等養成研修を履修した方》